

仙台市子ども医療費の助成に関する規則

平成二三年一月二七日

仙台市規則第七九号

改正 平成二六年九月規則第八九号

(目的)

第一条 この規則は、子どもに対する医療費の助成に関し必要な事項を定め、もって市民福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この規則において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- 一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）
 - 二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）
 - 三 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
 - 四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
 - 五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）
- 2 この規則において「子ども」とは、社会保険各法の規定による被扶養者又は国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五条若しくは第十九条の規定による被保険者で出生の日から十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものをいう。
- 3 この規則において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で子どもを現に監護しているものをいう。
- 4 この規則において「保険医療機関等」とは、社会保険各法又は国民健康保険法により療養の給付等を取り扱う病院、診療所、薬局その他の者をいう。

(対象者)

第三条 医療費の助成の対象とする者は、本市の区域内に住所を有する子どもとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、本市以外の区域内に住所を有する子どもを医療費の助成の対象とすることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する子どもは、医療費の助成の対象としない。
- 一 生活保護法（昭和三十五年法律第四十四号）第六条第一項に規定する被保護者
 - 二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項の支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を

改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項の支援給付を含む。）

を受けている保護者の子ども

（平二六、九・改正）

（医療費の助成）

第四条 市長は、前条の規定により医療費の助成の対象とする者（以下「対象者」という。）で次条第一項の登録を受けたものの保護者に対し、次の各号のいずれかに該当する場合に医療費の助成を行う。

一 対象者（出生の日から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものに限る。）が疾病又は負傷につき保険医療機関等による療養の給付等（病院又は診療所への入院を除く。）を受ける場合

二 対象者が病院又は診療所へ入院する場合

2 前項の規定による助成の額は、社会保険各法又は国民健康保険法の規定による療養の給付等（食事療養に係る給付を除く。）に要する費用の額のうち対象者の保護者が負担すべき額から一部負担金を控除して得た額とする。ただし、その額が百円に満たない場合において、第八条第一項ただし書の規定による助成を行うときは、当該助成の額は、零円とする。

3 前項の一部負担金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項第一号に掲げる場合のうち、保険医療機関等による初診又は初検を受ける場合

イ 対象者が出生の日から三歳に達する日の属する月の末日までの間にあるとき 零円

ロ 対象者が三歳に達する日の属する月の翌月の初日から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき 五百円（前項に規定する保護者が負担すべき額が五百円に満たない場合は、その額）

二 第一項第二号に掲げる場合

イ 対象者が出生の日から六歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき 零円

ロ 対象者が六歳に達する日以後の最初の四月一日から十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるとき 入院する日一日につき五百円

三 前二号のいずれにも該当しない場合 零円

4 前項第二号ロの場合における一部負担金の額の合計は、同一入院につき五千円（市長が

必要と認める場合は、市長が別に定める額)を限度とする。

5 第一項の規定による助成は、次条第一項の登録の申請が行われた日の属する月の初日(新たに対象者となった日から起算して三十日以内に当該申請が行われた場合は、その対象者となった日)以後の療養の給付等について行うものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

6 第二項の規定にかかわらず、同項の保護者が負担すべき額について、高額療養費、家族療養費等に係る給付が行われる場合は、当該給付を受けることができる限度において、この規則による医療費の助成は、行わない。

(受給資格の登録)

第五条 医療費の助成を受けようとする保護者は、あらかじめ市長に申請し、当該保護者の子どもが医療費の助成の対象であることについて登録を受けなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとする保護者は、所定の申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 第一項の登録を受けた保護者は、前項の申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに変更届に市長が必要と認める書類を添えて市長に届け出なければならない。

(受給者証の交付)

第六条 市長は、前条第一項の登録をしたときは、当該登録を受けた保護者に対し受給者証を交付する。ただし、医療費の助成を停止された保護者及び同条第二項に規定する書類を提出しない保護者については、この限りでない。

2 前項の受給者証の有効期限は、毎年九月三十日とする。

3 市長は、前項に規定する有効期限が経過したときは、前条第一項の登録を受けた保護者に対し新たに受給者証を交付する。ただし、医療費の助成を停止された保護者及び次項に規定する書類を提出しない保護者については、この限りでない。

4 前項の規定による受給者証の交付を受けようとする保護者は、毎年市長が指定する日までに、前年の所得の状況並びに扶養親族等の有無及び数等を証明する書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

5 第二項の規定にかかわらず、十四歳に達する日以後の最初の四月一日から十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある対象者の保護者が十月一日から三月三十一日までの間に第一項又は第三項の規定による受給者証の交付を受けた場合は、当該受給者証の有効期限は、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日とする。

(受給者証の提示)

第七条 前条の規定による受給者証の交付を受けた保護者（以下「受給者」という。）又は対象者であるその子どもは、当該子どもの保険医療機関等における療養の給付等について医療費の助成を受けようとするときは、受給者証を提示しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（助成の方法）

第八条 医療費の助成は、第四条第二項に規定する助成の額を保険医療機関等に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、当該額を受給者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

2 前項ただし書に規定する方法により医療費の助成を受けようとする受給者は、助成申請書に市長が必要と認める書類を添えて市長に申請しなければならない。

3 前項の助成申請書は、対象者が各月において受けた入院に係る療養の給付等及びその他の療養の給付等それぞれについて、保険医療機関等ごとに提出しなければならない。この場合において、歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあっては、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに提出しなければならない。

4 市長は、第二項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成を決定し、交付決定通知書により受給者に通知するものとする。

（助成の停止）

第九条 市長は、第五条第二項又は第六条第四項の規定により提出された書類等に基づき審査を行った結果、対象者の保護者の前々年（十月から十二月までの間に第五条第一項の登録を受ける場合は、前年）の所得の額（児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第二条及び第三条の規定の例により計算した所得の額をいう。）が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額以上であるときは、第四条第一項の規定にかかわらず、当該対象者に係る医療費の助成を停止する。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

一 対象者の保護者に扶養親族等がない場合 五百三十二万円

二 対象者の保護者に扶養親族等がある場合 五百三十二万円に当該扶養親族等一人につき三十八万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十四万円）を加算して得た額

（受給者証の再交付）

第十条 受給者は、受給者証を破損し、又は亡失したときは、再交付申請書により市長に再

交付を申請することができる。

- 2 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、亡失した受給者証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(受給者証の返還等)

第十一条 受給者は、当該受給者の子どもが医療費の助成の対象でなくなったとき又は当該受給者が対象者を現に監護している者でなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出るとともに、受給者証を市長に返還しなければならない。

(地位の承継)

第十二条 受給者が死亡等により対象者を現に監護している者でなくなったときは、当該受給者以外の保護者で市長が認めるものがその地位を承継する。

(第三者の行為による被害の届出)

第十三条 受給者は、医療費の助成の事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨)並びに被害の状況を直ちに市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第十四条 前条の場合において、市長は、保護者若しくは対象者又はこれらの者であった者が対象者に係る疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、第四条第二項の規定により算定した額の全部若しくは一部を支給せず、又は既に助成した額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第十五条 医療費の助成を受ける権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成を受けた額の返還)

第十六条 市長は、虚偽の申請その他の不正行為により医療費の助成を受けた者があるときは、当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(実施細目)

第十七条 この規則の実施細目は、子供未来局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十四年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に対象者が受

ける療養の給付等に係る医療費の助成について適用する。

- 3 平成二十四年三月三十一日までに第五条第一項の登録の申請が行われた場合は、施行日に同項の登録の申請が行われたものとみなして、第四条第五項の規定を適用する。ただし、当該申請に係る子どもが施行日以後に対象者となったものである場合は、この限りでない。
- 4 施行日の前日において仙台市乳幼児及び心身障害者医療費の助成に関する規則(昭和四十七年仙台市規則第六十二号)第五条第一項の規定による登録を受けていた保護者は、第五条第一項の規定による登録を受けた保護者とみなす。
- 5 この規則による医療費の助成を受けるため必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則(平二六、九・改正)

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。